

# みのかも

No. 126

平成18年8月15日

編集・発行

美濃加茂市議会

TEL (0574) 25-2111

## 市議会だより



おん祭MINOKAMO2006夏の陣は、  
8月19日(土)に開催  
(写真は昨年の花火大会)

### 主 な 内 容

- 平成18年第2回定例会の審議結果…………… 2 P
- 委員会審査の概要…………… 3 P
- 市政一般に対する質問と答弁…………… 4 ~ 15 P
- 議会日誌…………… 15 P
- 可決された意見書…………… 16 P
- 平成18年第1回臨時会の審議結果…………… 16 P

平成18年  
第2回  
定例会

市議会第2回定例会は、6月5日に開会し、6月21日までの会期17日間で開催されました。

5日には、38議案を上げし、報告案件7件については、報告、質疑、人事案件5件については、提案説明、質疑、採決、その他の議案については、提案説明までを行いました。

13日、14日には、10名の議員が一般質問を行いました。15日には、残り26議案に対する質疑、委員会付託、さらに追加上程された1議案に対する提案説明、質疑、委員会付託を行いました。

付託された各議案の審査のため、16日に産業建設常任委員会、民生福祉常任委員会、19日に総務文教常任委員会が開催されました。

21日には、各議案に対する委員長報告、質疑、採決と追加2議案（条例改正1件、意見書1件）に対する提案説明、質疑、採決を行い、定例会を閉会しました。

議案の主な内容と審議結果

報 告	議 案 名	主 要 内 容	審 議 結 果
	平成17年度美濃加茂市東海環状自動車道工事残土処分事業会計継続費繰越計算書の報告について	信友地区市営土地改良事業の継続費繰越計算書の財源内訳	報 告
	平成17年度美濃加茂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	西畑正理線整備事業及び石綿対策事業の繰越明許費繰越計算書	
	平成17年度美濃加茂市公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について	蜂屋川処理区蜂屋川汚水幹線築造工事(第3工区)ほか3件の繰越明許費繰越計算書	
	平成17年度美濃加茂市水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について	森山浄水場改築(建築・土木)工事ほか9件の建設改良費の繰越計算書	
	平成17年度美濃加茂市土地開発公社決算の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定にもとづく書類の議会への提出	
	平成18年度美濃加茂市土地開発公社事業計画の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定にもとづく書類の議会への提出	
	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	交通事故における損害賠償の額を報告するもの	
◎ 条例・補正予算			
	専決処分の承認を求めることについて 平成17年度美濃加茂市一般会計補正予算(第11号)	8,160万円の減額、予算総額は172億4,901万5千円	原案承認
	専決処分の承認を求めることについて 平成17年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算(第2号)	1億2,623万8千円の増額、予算総額は40億7,325万8千円	
	専決処分の承認を求めることについて 平成17年度美濃加茂市介護保険会計補正予算(第4号)	3億2,192万9千円の減額、予算総額は20億362万4千円	
	専決処分の承認を求めることについて 平成17年度美濃加茂市老人保健会計補正予算(第1号)	1億2,674万8千円の減額、予算総額は38億1,518万5千円	
	専決処分の承認を求めることについて 平成17年度美濃加茂市公共下水道事業会計補正予算(第4号)	84万1千円の増額、予算総額は29億4,442万円	
	専決処分の承認を求めることについて 平成17年度美濃加茂市特定環境保全公共下水道事業会計補正予算(第2号)	22万1千円の減額、予算総額3億3,825万5千円	
	専決処分の承認を求めることについて 平成17年度美濃加茂市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)	債務負担行為の限度額の変更	
	専決処分の承認を求めることについて 平成17年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第3号)	収益的支出補正額 2,246万7千円	
	専決処分の承認を求めることについて 美濃加茂市行政手続条例の一部を改正する条例について	行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文の繰り下げに伴う条例整理のための改正	
	専決処分の承認を求めることについて 美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人市民税に係る非課税限度額の引下げ等の改正	
	専決処分の承認を求めることについて 美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、土地に係る負担調整措置の見直し等の改正	
	専決処分の承認を求めることについて 中部圏都市開発区域の指定に伴う美濃加茂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、不均一課税に係る適用期間の2年間延長の改正	
	専決処分の承認を求めることについて 美濃加茂市中部台地住居地域地区計画及び工業地域地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について	建設部内の課が再編されたことに伴う条例の改正	
	専決処分の承認を求めることについて 美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、補償基準額に関する額の改定等の改正	
	専決処分の承認を求めることについて 美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例及び美濃加茂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行日を定める政令の施行に伴う条例の改正	
	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	公益法人等への職員派遣に伴う条例整備及び地方公務員災害補償法の一部が改正されたことに伴う条例の改正	原案可決
	美濃加茂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	地方公務員災害補償法の一部が改正されたことに伴い、通勤についての定義の改正	
	美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人市民税の所得割の税率を累進税率から比例税率とする等の改正	
	美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	岐阜県福祉医療制度の見直しにより、精神障がい者及び父子家庭への助成の実施並びに入院時食事療養費負担額の助成廃止に伴う条例の改正	
	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、引用条項の整備等の改正	
	美濃加茂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、退職報償金の支払額の引上げの改正	
	平成18年度美濃加茂市一般会計補正予算(第1号)	3億2,767万7千円の増額、予算総額176億2,767万7千円	原案可決
	平成18年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第1号)	資本的支出補正額 1億1,944万6千円	
	美濃加茂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部を改正する条例について	消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項の整理等の改正	
◎ その他			
	中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約について	加入市町村の負担金算定方法の変更に伴う規約の改正	原案可決
	市道路線の認定について	市道西町476号線ほか4路線の認定	
	市営土地改良事業(信友地区)の計画変更について	市営土地改良事業について、計画変更の議決を土地改良法第96条の3第1項の規定により求めるもの	
	本郷水幹線築造工事(第1工区)の請負契約の締結について	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定にもとづく契約の締結	原案同意
	美濃加茂市監査委員の選任について	木野喜郎氏の任期満了に伴う後任委員(加藤 弘氏)の選任同意	
	美濃加茂市固定資産評価員の選任について	税務課長の人事異動に伴う後任固定資産評価員の選任同意	意義がない旨意見を付する
	人権擁護委員の候補者の推薦について	十河登志子氏の任期満了に伴う後任委員(再任)の推薦に対して、議会として意見を付するもの	
	人権擁護委員の候補者の推薦について	宇山清和氏の任期満了に伴う後任委員(棚橋昭憲氏)の推薦に対して、議会として意見を付するもの	
	人権擁護委員の候補者の推薦について	本市区域の委員の増員に伴う新任委員(白木利子氏)の推薦に対して、議会として意見を付するもの	
◎ 議員提出議案			
	医師・看護師等の増員を求める意見書について	別掲(16ページ)	原案可決

# 委員会審査の概要

## 市税条例の一部改正

総務文教常任委員会

**問** 地震保険料控除の対象となる保険の種類と損害保険料控除との関連は。

**答** 保険会社等が発行する、保険料控除額証明書により控除対象となるかを確認していきたい。

平成18年末までに締結した長期損害保険料は従前どおり控除の対象とされ、単独で地震保険が商品化された場合でも、地震保険料控除額と併せて最大で2万5,000円の所得控除となる。

**問** 定率減税廃止及び個人市民税率の比例税率化に伴う影響と対策は。

**答** 定率減税廃止に伴う増収への影響は、平成18年度では1億600万円、平成19年度では2億1,200万円の増収である。

個人市民税率の比例税率化

に伴う影響と対策については、今回の改正は、所得税と住民税を合わせた税負担を変えないことに配慮されているが、たとえば、所得税額が下がることによる住宅ローン減税への影響については、住民税で新たな控除を創設する等の対策が考えられている。

## 市営土地改良事業

産業建設常任委員会

**問** 市営土地改良事業(信友地区)の計画変更の内容は。

**答** 内容は、市で整備した調整池及び道路の1.5haを農地造成事業から除外し、排水路は片側側溝から両側側溝に変更したものであり、計画年度は、農地の耕土不足のため整備に時間を要したことで今年度まで延長したものである。

**問** 安心歩行エリア整備計画策定の内容について。

**答** 国と県公安委員会が交通

事故、特に人身事故の多い、美濃加茂市では太田地区を指定し、国、県、市及び地元からなる協議会を立ち上げ、歩道の段差解消やドライバーから認識しやすいように歩道への着色等の整備の計画を策定したものである。

## 平成17年度介護保険会計補正予算

民生福祉常任委員会

**問** 基金積立金の現状と残高は。

**答** 平成16年度末の残高が約1億2,631万円であり、平成17年度に約1,652万円取り崩し、今回の補正により約1,697万円積み立て、平成17年度末の残高は、約1億2,676万円である。

**問** 福祉医療費の助成を父子家庭及び精神障がい者へ実施することに伴い、どの程度の予算措置が必要か。

**答** 父子家庭の対象者は66世帯、106名であり160万円程度、精神障がい者は、55名であり900万円の予算措置が必要となる。

**問** 平成17年度国民健康保険会計補正予算の退職被保険者等国民健康保険料と退職被保険者等療養給付費の補正理由は。

**答** 予算の作成時の退職被保険者等を参考にし、今後の見込みを推計して算出しているが、所得の変動等に影響し、1千万円の増額をした。退職被保険者等療養給付費は、インフルエンザが、例年より遅く流行し、医療費に大きく影響をしたための増額である。

### 各常任委員会が行政視察を実施

総務文教、民生福祉、産業建設の3常任委員会が市民福祉の向上と住みよいまちづくりのため、下記先進地において精力的に視察を行いました。

◎総務文教常任委員会 (5/8～5/10)

福島県	須賀川市	行財政改革の進捗状況について
宮城県	登米市	防災対策の現状と課題について
岩手県	花巻市	花巻市博物館の運営状況について

◎民生福祉常任委員会 (5/10～5/12)

広島県	呉市	子育て支援政策(すこやか子育て支援センター等)について
〃	福山市	子育て支援政策(ふくやま子育て応援センター事業等)について
岡山県	玉野市	総合保険センターの運営状況について

◎産業建設常任委員会 (5/16～5/18)

北海道	釧路市	釧路湿原の保全について
〃	北見市	産業振興政策(産官学連携と企業誘致)について
〃	網走市	通年型観光政策について

# 市政一般に対する質問と答弁

## 要旨

### 市長の政治姿勢

**問** 格差拡大に対する所見と市政運営について。

**答** 格差をなくするのが政治の命題であり、課題であると考える。

所得格差の面で、親の生活水準が高いため、親と同居し結婚しない若者が増え、若者の雇用条件が悪く単身生活ができず、フリーター化、ニート化に拍車をかけ、正社員との所得格差が広がっていると思われる。

今後の市政運営は、全般的な労働力需給を改善することが重要であり、引き続き工場誘致に力を入れ、雇用の拡大を図る必要があると思っている。

個別的な施策は、若者の就職支援や職業能力を身につける機会を確保することが大切であり、岐阜県が実施するインターンシップ活性化などの就職支援、職業能力開発のための職場

実習訓練を市も一緒に進めたいと考えている。

### 財政問題

**問** 平成17年度の決算状況は。

**答** 国が進める三位一体の改革での不透明さの中、昨年度決算並みの補正財源は確保でき、歳入総額約184億6千万円、支出総額約171億6千万円、実質収支額は約13億円である。

補正財源は、実質収支額から繰越金の当初予算額3億3千万円を差し引いた約9億7千万円の見込みとなる。

**問** 市税の平成17年度の状況と平成18年度の見通しは。

**答** 平成17年度の収入済額は、個人市民税が、約17億9千万円、対前年度比6・5%増、法人市民税は、約10億2千万円、対前年度比5・9%減となっている。

平成17年度の市税全体では、約75億4千万円で対前年度比

2・6%増、収納率は、市税全体90・08%、対前年度比0・24%増となっている。

平成18年の収入見込額は、個人市民税が、約19億6千万円、固定資産税が、約34億5千万円、都市計画税が、約5億5千万円という状況であり、見通しは、若干増加すると予想している。

**問** 県と協働で取り組む徴税は。

**答** 徴収の引継ぎは、地方税法にもとづき、1年を超えない期間内で個人市民税に限り、市から県に徴収事務を引き継ぐものであり、この制度により、当市では今年4月から1年間、職員を県に派遣している。

県に引き継いだ案件は11件、税額は約7百万円であり、4月以降預金を中心に6件の差押による換価をしたと聞いている。

**問** 今後の財政見通しは。

**答** 地方交付税を含めた財政見通しは、補助金削減と税源移譲が進むなか、地方交付税の削減論は根強く、極めて先行き不

透明な状況にあり、他の財源の大幅な伸びも期待できないため、現在推進中の西畑正理線・神明森山線整備事業、今後予定される学校給食センター建設等は、地方債の借入れが必要で、公債費比率の上昇も避けられない。

特別会計への繰出金や扶助費などの義務的経費も今後の増加要因として考えられるため、市税等有効な財源の確保に努め、経常的経費だけでなく投資的経費も含め、さらなる歳出削減を念頭に、今後も計画的な財政運営に努めたい。



西畑正理線整備事業

### 定率減税

**問** 納税者への影響は。

**答** 定率減税は、平成18年度に前年度の半分、平成19年度で

は廃止となり、年収5百万円未満の夫婦と子供1人のサラリーマン世帯では、定率減税のある平成17年度と減税率が半分となる平成18年度では、所得税と個人市民税の合計24,200円負担増となり、平成17年度と定率減税が廃止となる平成19年度では、平成19年度に税率が変更になり、所得税と個人市民税の合計48,500円負担増となる。

### 市町村合併

**問** 県内の既合併市に対する調査結果は。

**答** 周辺の複数の町村と合併が行われた高山市、関市、中津川市及び恵那市の4市へ、合併に関する住民への影響について50項目、各種数値について50項目を、合併前後の状況、合併による効果又は、課題等について照会を行っている。

各市からの回答は事務的な整理の後、担当課でその内容を確認し、現在は、調査結果をまとめているので、整理がつき次第、報告したい。

**問** 県の合併構想作成の現状と総務省の動きは。

**【答】** 合併新法は、総務省で定めた基本指針にもとづき、都道府県が合併構想を策定し、知事は合併協議会の設置の勧告等が出せることになる。

現在、岐阜県は「市町村が自主的、主体的に判断すべき」との見解であり、平成18年4月末に合併により42市町村となり、総務省の考えは、合併の進んでいない都道府県を調査対象としているため、岐阜県に対しての総務省の調査の動きはないと聞いている。

**【問】** 道州制と市町村合併について。

**【答】** 道州制は、単なる合併にとどまらず、国と地方の権限の再配分、組織の再編まで踏み込むものであり、国のあり方を考える大きな問題であり、広く国民を巻き込んだ議論が必要である。

ますます自治体を取り巻く環境は大きな変革の時期を迎え、合併をどう考えていくかは大きな課題であり、自治体も一つの会社であると考えれば、倒産しないために将来を見通し、あらゆる角度から市民とじっくりと議論を深めたいと考えている。

**【問】** 自立の立場に立たない限り第5次総合計画に着手できないことを明確にすべきでは。

**【答】** 自立の立場に立つことは重要であり、総合計画とは、市民の付託に応え、地域社会の経営という任務を適切に果たすために将来を見通した経営の長期基本計画でもあり、今年度は主要事業の政策点検を行い、第4次総合計画の進捗等を見直し、課題を整理し、第5次総合計画の策定へ進めることになる。

自治体として財政面を始め、あらゆる要素のバランスが取れていることが重要であり、そうした観点から美濃加茂市は自立しているものと考えている。

しかし、これが将来における美濃加茂市となると、自立しているかどうかは不透明であり、今後いろいろな視点から検証し、合併も含め十分検討のうえ議論を深めたいと考えている。

## 総合計画

**【問】** 第4次総合計画の見直しは。

**【答】** 第4次総合計画策定後7年が経過し、変動する諸情勢に対応した見直しは、計画の実効性を確保するために重要であり、毎年8月に総合計画に定める

23のプロジェクト事業の進捗状況の確認と見直しを行っている。諸条件を考慮し、凍結した例として伊深ニュータウン整備事業があり、今後も定期的に見直しを実施し、限られた財源の中で計画的、かつ効果的に事業の推進をしたいと考えている。

**【問】** 夢のある美濃加茂市としての基盤整備をどのように行うか。

**【答】** 基盤整備等は、総合計画においても根幹的な分野を形成するものであり、ハード面の整備に加え、ソフト面の施策との効果的なバランスをいかに図ることが重要である。

防犯、災害対策や環境保全等の施策の充実とともに、市民と協働で展開できる仕組みづくりを考えることが必要であり、安全で快適な暮らしができる都市基盤の整備を計画的に進めなければならぬと考えている。

**【問】** 保健センターの位置づけと移転計画について。

**【答】** 現在の保健センターを旧シユロスに移転することを基本的な考えとしてきたが、パブリックコメントの制度化により、この保健センターの移転を含む、旧シユロスの整備については、7月1日号の広報で、広



パブリックコメントで意見を求めた旧シユロス

く市民からの意見を求める。こうした中で、健康・福祉総合センター事業の位置づけも見直しが必要になると考えられている。

**【問】** 学園都市基本構想による大学校教育機関の誘致について。

**【答】** 第4次総合計画の学園都市基本構想は、成熟した市民社会の要請として創造性に富む人材育成を目指し大学誘致を掲げてきたが、昨今の少子化や厳しい社会情勢等の影響で、大変難しい現状にあり、施策の見直しも今後検討する必要がある。

市内には、短期大学、専門学校があり、専門分野における知識を習得することもできる。さらに、大学の持つノウハウを市のみならず実践的に活かすよう、岐阜経済大学との間で地域連携協定を締結している。今後、あらゆる可能性を求め、まちや人づくりに関し、官

学の効果的な連携を図りたいと考える。

**【問】** 環境にやさしいまちづくりの見解は。

**【答】** 日常生活において、近年、ごみ問題をはじめ、騒音・悪臭等の公害、土壌・水質汚染、不法投棄など幅広い環境問題があり、森林破壊、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模の環境問題も生じている。

次世代にすばらしい環境を引き継ぐために、将来のまちのあり方を方向付け、市民・事業所・行政が一体となり、協働して環境問題に取り組み、環境への配慮を共通の課題とし、各種計画の整合性を保ち積極的に進めたいと考えている。

**【問】** 防災まちづくり政策の一環として道路整備について。

**【答】** 東海環状自動車道の開通にあわせて、市内幹線道路を、計画的に整備している。

道路は、生活や産業を支え、社会の活力を高める使命があり、これからも、国道41号、248号バイパスなど幹線道路を通して、周辺市町との連携を図り、生活道路も、市民生活の向上・安心安全な暮らしの確保、そして環境保全、創造を実現する道路づくりを進めていく。

**問** 中心市街地活性化と核家族化・高齢化社会に対応した位置づけは。

**答** 中心市街地の活性化は、法律改正により、商業を中心とした事業から、本当にその地区に合った事業を展開し、そこに住む人々の満足を得る事業に変わっている。

**市は、これまで美濃太田駅南地区の商業の賑わいや中山道の歴史的な町並みを整備することを計画し、第4次総合計画にもとつき順次実践している。**

改正の大きなポイントである中心市街地活性化協議会の設立は、地元の主導によることが重要であり、少子高齢化やコミュニティの弱体化等に対応できるよう、今後関係者とひざをつき合わせた協議をし、これまでの計画を見直し、地元が中心となり行動する実現可能な計画になるよう努力し、定住化の促進等魅力あるまちづくりの推進が必要ではないかと考えている。

**問** 国道248号線から山手線の排水路改修等の整備計画は。

**答** 国道248号線から山手線までの、駅北地区の排水路改修等の基盤整備計画は、開発事業者に対して指導要綱により、既設排水路の負担が拡大しないよ

う開発敷地内で、雨水の調整をし、放流するよう指導している。一方、この地区は、農業振興地域として基盤整備され、公共施設が配置されている。

地区関係者との土地利用の調整を図り、排水路など公共施設の都市施設として整備方針を定める。

**問** 総合計画に国道248号線沿線都市間提携を新構想として政策化できないか。

**答** 住民サービスの効率的な向上のため、共通した施設計画により相互利用が図れるよう、市町村間の連携をより一層深める必要があると認識している。

消防やごみ処理などの可茂広域行政、公園文化による地域づくりを進める中濃地方拠点都市、また広域的な観光交流事業を展開している日本ライン広域観光推進協議会があり、また、東海環状自動車道沿線の愛知県豊田市から美濃市までの9市により「人、モノ、文化、情報」の交流・連携を図り、地域の活性化を目指すための協議会も設置している。

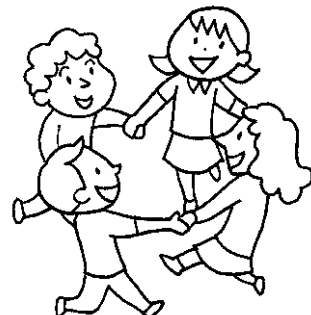
今後も、このようなネットワークを有効に活用し、新しい地域間連携を図り、まちづくりを進めることは、極めて重要である

と考えている。  
**問** 国の政策変更にも対応した中長期的な財政計画の樹立は。

**答** 三位一体の改革は、国庫補助負担金の廃止削減と税源移譲を行い、地方交付税は、3年間に総額5兆円が削減される厳しい財政運営を強いられ、地方交付税は、現在国の歳入歳出一体改革の議論で、削減論が根強くある。

地方の大きな財源となる地方交付税の動きが極めて不透明であるが、国の動向を的確に把握し、他の財源の確保に努め、プライマリーバランスの黒字化を常に念頭に置き、中長期を見据えた計画的で健全な財政運営を図りたいと考えている。

### 在住外国人との共生



**問** 在住外国人の人口と定住

化、学齢人口等の今後の見通しは。

**答** 当市の外国人登録人口（4月1日現在）は、平成8年に1,138人、平成18年には5,146人と4.5倍に増加し、総人口に占める割合は5月31日現在では9.88%である。

これは、大企業等の労働力確保による外国人雇用政策が大きな要因であり、増加はまだ続くと考えている。

現在、市内で働いている外国人の20歳代から30歳代は3,037人と多く、働く場所が確保でき、安全で住みやすいことで定住化傾向にあり、義務教育年齢の人口（4月現在は、平成16年に272人、平成18年に373人と、この3年間で101人増え、今後も人口の増加や定住化に伴い、増加すると考えられる。

**問** 在住外国人への偏見や差別に対する行政の役割は。

**答** 偏見や差別は、日本人と外国人の理解不足から生ずるため、市民と在住外国人が、互いの理解に必要な情報や交流の場を提供し、偏見や差別が生じないよう努める必要がある。

情報提供は、相談員により、日常の生活や教育の相談を行い、ごみの収集、予防接種や市

内のイベントをポルトガル語の広報紙で案内し、同報無線でのポルトガル語の広報も始める。

市民交流は、多文化共生シンポジウムの開催、美濃加茂国際交流協会やブラジル友の会のイベントや活動の支援等、市民に理解できるよう努めている。

**問** 在住外国人市民懇談会の提案への措置と今後の取り組みは。

**答** 平成17年度に開催の在住外国人市民懇談会は、在住外国人も共生の重要性を感じ、美濃加茂市民として、市のまちづくりに参画することを認識し、意義ある議論を行い、提案を市長にしている。その提案と措置は、

- 1、外国人への効果的な情報伝達方法は、市の相談員の活用や人材派遣会社の協力が必要であり、ハンドブックの内容や形態を活用しやすく見直す。
- 2、日本人と外国人のより良い交流は、美濃加茂国際交流協会が主体となり、外国人への理解を深め、外国人が日本の文化を理解する交流を図る。
- 3、防災は、ポルトガル語版の指定避難所マップを作成し、同報無線も外国語での放送に努める。

4、教育は、学校での日本語の指導が必要な児童生徒の増加により、教室や人材の確保が必要になる。

5、行政サービスの休日開庁の提案は、外国人に限らず有効な手段であるが、費用対効果も含め慎重に検討し、メールでの相談は、ポルトガル語でも利用できることを周知している。

今後は、自治連合会等との交流や連携を図り、まちづくりへの参加ができるよう考えたい。

**問** 外国人との共生と姉妹都市提携について。

**答** 当市は、オーストラリアのダボ市と姉妹都市提携を結び、約150名の児童生徒が青少年海外派遣事業により貴重な体験をしている。

このように、日本と違う外国との教育・文化だけに限らず産業経済を含めた、広い分野での国際交流は、今後のまちづくりには大変重要であり、姉妹都市提携にこだわらず、多分野での交流の機会を設けたい。

また、外国の文化を知る機会に対する市の取り組みは、美濃加茂国際交流協会や在外国人市民懇談会、ブラジル友の会等と協議し、さらに市民交流の場

を広げるよう努めたい。

## 防災対策

**問** 防災力自己評価の結果と強化策は。

**答** 市は消防庁作成の「地域防災力・危機管理能力評価指標」による自己評価で、県内市町村の平均値、25・48%に対して、46・32%としている。あくまでも各市町村が独自に自己診断した結果であり、単純な比較はできないが、全体評価は、県内の上位に位置している。

なお、今年度中には、県とともに防災体制を検証し、防災カドを作成する予定である。

**問** 県地震防災計画の対応と取り組みについて。

**答** この行動計画は、「死者を出さない・増やさない」対策を最優先目標とし、減災を目指す3つの柱「自助・共助・公助」を行動理念と位置づけ、平成18年度から5年間で、県、市町村、事業者、県民が行うものに分類し、具体的数値目標を69項目掲げている。

このうち、県民が取り組む対策は、家具の固定、耐震診断や

補強工事の補助制度の認知、非常持ち出し品の用意、自主防災組織活動への参加など9項目があり、広報やホームページの掲載、出前講座の開催などによりPRしたいと考えている。

**問** 地域安全情報伝達システムの構築について。

**答** 地域生活に密着する情報の提供は、ホームページや広報等を利用してはいるが、個別に伝達する情報システムは、整備していないため、関係課と協議を進め、有効なシステムの構築をする必要があると考えている。

携帯電話の不 통화地域の問題は、大変難しい現状にあるが、地域間格差が生じることは決して好ましくなく、ケーブルテレビを活用することで、通話が可能となる方法を、経費等の諸課題も含めて検討を進めている。

**問** 消防団組織編成の見直しと整備は。

**答** 全国的に、後継者不足により定数割れになる地域もあり、その実態に沿う組織や制度の見直しが必要と言われている。

当市においても例外ではなく、消防団活動において地域に格差があることは承知しており、消防団の活動内容も含

め、消防団の幹部とよく協議したい。



6月18日に開催された消防団競練会

**問** 災害弱者の安全確保は。

**答** 災害時の、災害弱者といわれる障がい者や高齢者の安全対策として、県が、平成17年10月に、支援対策マニュアルを改訂し、市は、災害時に必要な支援対策や地域での支援体制づくり、また、情報伝達体制の整備などを盛り込んだ「災害時要

援護者支援マニュアル」を作成するために現在準備を進めている。

**問** 災害協力隊との協調支援は。

**答** 災害協力隊は、平成17年10月にボランティア団体として、災害時における地域の自主防災組織等に対し、協力支援す

ることを目的に作られ、市内6地区で組織化されている。

現在、市としての支援は、ボランティア保険に加入するときの取りまとめや指導者養成研修が開催される場合の案内通知の発送などである。

**問** 県外の市との相互応援協定について。

**答** 東海環状自動車道の沿線の愛知県豊田市、瀬戸市を含む9市による相互応援協定を昨年、締結している。

町並み保存・観光・地名など色々な面で、交流のある県外の市と独自に災害時の相互応援協定を締結している市もある中で、状況などを聞き、今後の検討課題としたい。

## 耐震補強

**問** 当市における耐震基準以下の建築物の件数は。

**答** 市の住宅総数約16,700棟のうち、約34%にあたる約5,600棟が旧基準建築物であり、約400棟は、耐震工事が実施され、残りの住宅は耐震性の確認がされていない状況である。

**問** 当市の耐震化率の目標は。

**答** 耐震化率の目標は、国の平成27年耐震化率90%の設定を受け、平成14年度から耐震診断助成事業制度を設け、平成16年度から耐震補強工事の助成制度を実施し、今年度は、耐震診断50件、補強工事10件を目標としており、耐震助成制度の拡充による制度を広くPRして、安全なまちづくりを目指したい。

**問** 公立学校等耐震化状況は。

**答** 小中学校の校舎・屋体の耐震化は、58棟中28棟が、補強や改築が必要な建物であり、この内3棟は、建物本体の耐震性はあるが、跳ねだし部分等の軽微な補強が必要であり、20棟は、耐震性が劣り、差はあるが補強が必要である。残りの5棟は、補強が改築が必要である。

今後、校舎・屋体の耐震補強事業は、重要課題と位置づけ、順次進めたいと考えている。

**問** 耐震診断と耐震補強助成の実績及び今後の奨励策は。

**答** 耐震事業は、制度改正により拡充し、耐震診断は、建築年次の制限がなくなり、木造住宅以外の建物も対象となり、耐震補強工事助成は、工事費用の2分の1の額(限度額60万円)が、今年度は、岐阜県の地域

住宅交付金として、工事費用の5分の1の額(限度額24万円)が加算され、対象は、昭和56年5月31日以前に工事着手した木造住宅となる。

実績は、診断助成が、平成14年度から平成17年度で31件、補強工事助成が、平成16年度から平成17年度で3件である。

広報やホームページ、産業祭等での相談会開催などの啓発に努め、住宅の耐震性の向上を図り、地震に強い安全安心なまちづくりを目指したい。

### 防犯対策

**問** 防犯に対する関係機関との連携について。

**答** 全国で高齢者や子供を狙った犯罪が多く報道され、加茂署管内では、少年による犯罪件数も年々増加し、少年補導委員会、地域安全指導委員会、あじさいパトロール隊などの組織が、それぞれの立場で活動している。

各団体が連携し、住民の理解と協力のもと、防犯活動を広く展開することが、犯罪のない、安全安心なまちづくりに大切で

あると考え、市では、5月に行

政・警察・学校・住民がお互いに連携して活動する生活安全推進協議会を開催したところである。

**問** 青色回転灯を装備した防犯パトロール車の考えは。

**答** 青色回転灯を装備した防犯パトロール車の導入は、本年7月1日以降に青色回転灯を装備する際の手続きが緩和されるので、早い時期に装備するように加茂警察署と協議を進めたいと考えている。

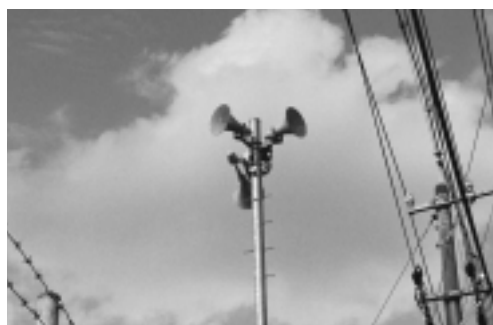
### 防災無線

**問** 防災無線が聞こえにくい箇所等の把握状況と対策は。

**答** 防災無線が聞こえにくい箇所等は、自治会要望や市民からの連絡、保守点検業者からの状況報告により、試験放送をし、現地でのような音声の状態なのか調査し、出力の調整やスピーカーの交換や向き調整などを行っている。

また、新規の団地や住宅が密集した場合は、マストを新たに設置し、山間地などで電波の届きにくい場所は、マストの位置を変更するなどの対応をする。

このような改善を行っても聞こえない地域は、個別受信機の貸与を考えている。



防災無線のマスト

**問** 火災の誤報原因とその影響及び対策は。

**答** 火災の誤報原因は、いたずら電話や火事と見間違えての通報、自動火災報知機の誤作動、いたずらによる作動、火事と関係のない煙や熱を感知しての作動による通報である。

通報内容は、現場へ急行し、確認しなければ、それが火災なのか誤報なのか判断できないため、建物火災の場合、防災無線を鳴らすことは、被害を最小限に抑えるため、やむを得ない措置と考えている。

いたずら目的の通報は、防げ

ないが、火災報知機の誤作動は、消防署から建物管理者に対して、点検するよう指導している。

### 新教育長の姿勢

**問** 教育基本法改正に対する所感。

**答** 教育の目標に「伝統と文化を尊重し、それらを育んできたわが国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」とあり、日本国民として大切なことが書いてあると認識していますが、内面の心情を法で規定することは、憲法との関係で多に議論されることを願います。私たちの郷土、国を愛することは大切であり、子どもに愛されるような郷土、国づくりに努める大人の姿を見せることが、大切だと考える。

教育基本法の改正が、子ども・保護者・学校のためになることを願っている。

**問** 教育基本法を変えることで教育の荒廃が正されるとの考え

**答** 現在の教育基本法は、「押しつけられ、規定・基準が欠け、



新しい時代の進展や社会の変化に対応できない」という意見から見直されたものであり、教育の目標を具体的に引き上げ、家庭教育の大切さと役割が示され、学校教育において規律を重んじること等が規定されている。学校としては、期待的にとらえることができるが、青少年事件の根絶、不登校をなくす活動という諸課題は、大人社会全体の問題でもあり、教育現場にだけ任すことはできないと考えている。

**問** 市教育に対する所感は。  
**答** 教育長に就任して以来、「不易と流行」という立場を明確にし、これを着実に実践したいと話している。「不易」とは、子どもの学びの場、学校での授業を大切にすることであり、「流行」とは、子どもに学校生活の多くの行事を通して、豊かな生活体験、社会体験をさせることを大切にすることである。こうした体験活動から、仲間と一緒に学び、生活する楽しさを体得させることができ、生きる力が育つと考えるからであり、この考えは、美濃加茂教育21フロム0歳プランの中の実践課題として取り上げ、教育長の使命として実践化の年と考え、これ

を遂行していく。

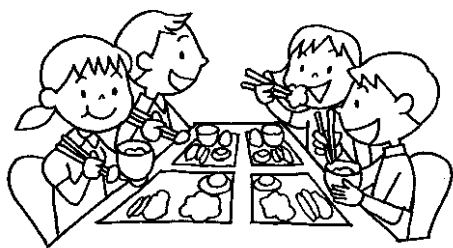
**問** 教育改革について。  
**答** 改革は必要であるが、現場が混乱し、教師の意欲をそいだり、子どもを過当な競争に追いつけている。昨年、義務教育国庫負担制度の維持と国の責任が明確にされ、安心したが、経済格差が教育・学力の格差にならないよう願っている。教職員の給与は、教師が教育に専念できる経済的環境は必要だと考える。全国一斉学力テストは、全国的な機会均等や教育水準の維持向上のために行われるが、序列化や過度の競争にならないよう工夫する必要があると考えている。

**問** 児童教育、学校教育、社会教育の取り組み。  
**答** 市では0歳から18歳までの子どもたちの健全な育成を願い、フロム0歳プランを策定、実践している。このプランの重点は「0歳から幼保小中高の連携や積み上げを大切にしたい見通しを持った教育」と「学習の場を地域や社会に広げ、学外の他者との関わりを機会を広げた面による指導の充実」であり、幼児期から学童期、青年前期を、学校教育と社会教育の領域を大

切にし、子ども育ちのために連携を一層強化していきたい。

**問** 食育基本法をどのように取り入れるか。  
**答** 当市は、毎年学校給食週間にふるさと給食会を設け、地産の食材を利用した献立をつくり、子どもとともに食することにより「食物、健康、感謝、いのち」を考える会を開いている。地産地消は、市内の野菜・果実を対象品目に加え、「学校給食地産地消推進事業」として見直されたことにより、関係課と連携をとり地元産産物を積極的に使用したいと考えている。

## 学校施設



**問** 小中学校プールは、老朽化が進んでいて、昨年までに中学校のろ過装置の取替え、山手小学校と山之上小学校の漏水防止工事、今年は伊深小学校の漏水防止工事を実施している。

**問** 子どもの安心安全  
**問** 空き家の実態と管理者への指導は。  
**答** 中津川市の事件後、学校を通じ、学区内の危険な箇所を調査し、県に報告している。把握している廃屋・空き家は、23カ所あり、5月末に、県・警察・市の三者が人の出入りのありそうな建物について、施錠の有無、ガラス・ドアの破損状況、人の出入りの形跡など管理状況の調査を行い、県から所有者や管理者に管理の徹底を依頼する文書を発送の予定である。

今後、要望を聞きプールサイド、シャワー等の整備を進めたいと考えている。

**問** 子どもの安全対策は。  
**答** 安全対策は、ふれあい安全サポーターや少年補導委員による登下校時の巡回、子ども110番の家の設置、PTA会員による防犯パトロールステッカー添付車の巡回と啓蒙などを行っている。

不審者や変質者の情報は、希望する保護者を中心にメール配信を始めており、ホームページによる公開も行うが、個人情報保護等の面から、十分に検討したい。

子どもには、複数による登下校、防犯ブザーの携帯、110番の家の利用等の指導をしているが、最後は一人になるため、警察による連れ去り防止訓練や大声の出し方など、事件に遭遇した際の身の守り方の指導に力を入れている。

道理や公理が通じない不審人物以外の犯人による事件も発生しており、美濃加茂の子どもは、美濃加茂の私たちが守る気概を持ち、学校・家庭・地域が連携を図り、地域力で子どもを守ることに最善と考え、安全対策を推進したい。

**問** プールの改修について。

**問** 脱法ドラッグ対策について。

**答** 脱法ドラッグは、合法ドラッグとも呼ばれ、規制する法律がないため、所持、摂取、取引や売買は、禁止されていないが、覚せい剤に似た精神的症状を示すものもあり、死亡事故や殺人事件も発生している。

市内では、脱法ドラッグによる事案は、発生していないが、国の、法律による早期規制に期待し、市では、警察や関係機関と連携、情報の収集に努め、事件の発生防止に努めたい。

## 指定管理者制度

**問** 今後の指定管理者制度の考えは。

**答** この制度の活用は、行革の視点だけではなく、市民に親しまれ、利用しやすい施設のある方を目指すものであり、先行事例の太田宿中山道会館は、地域によるNPO法人「宿木」に管理が任せられ、会員数は現在47名、退職後の団塊の世代も多く参加し、多様な経験にもとづく能力が、この会館の管理や運営の大きな支えであると聞いている。

今後も同じような市民参画による運営形態で、公の施設の管理を考えることは基本であり、施設の目的や専門性などの課題もあるが、多くの人が効果的に活用できるように情報公開も行い、市民との協働のあり方も模索したいと考えている。

**問** 新たな予定について。

**答** この制度は、5つの公の施設において実施し、施設のもつ目的を効果的に達成するため、民間のノウハウを十分に活用し、より効率的な施設の運営を期待しているところである。

現在、公の施設を管理する所管課で、指定管理者制度への移行に関し、様々な角度から可能性の検討を行っている段階であり、今後は、検討結果をもとに対象とすべき施設を選定し、具体的に手続を進めたい。

**問** 文化会館の管理運用の検討は。

**答** 文化会館は、市民に対する文化の拠点であり、市の文化施策の実現の場でもある。指定管理者として、民間興行会社やノウハウをもったNPO法人が想定できるが、今後の課題は、やはり文化会館がより市民に親しまれ、文化振興の拠点であり続けるかであり、運営形態を含

めて、その可能性を調査・検討したいと考えている。



文化の拠点である文化会館

## 太田宿 中山道会館

**問** 開館後の経済効果について。

**答** 中山道会館は、4月15日の開館以来、指定管理者のNPO法人「宿木」や地元努力により、多くの来館者があり、手作りのイベントや朝市の定期的開催により、常に人のにぎわいを楽しむことができる。

5月末までの約2カ月間で来館者合計は27,800人、販売総額は3百万円に達している。

開館初年度を考慮しても、予想を超える来館者に、指定管理者制度の効果が現れていると感じ

謝し、今後も、会館のみでなく、市全体の活性化につながるよう努力したいと考えている。

**問** ホスピタリティ(心のこもったもてなし)と文化的事業の継続は。

**答** 会館では、地元の観光ボランティアが来館者を快く迎え、当地の歴史や人物を、おもしろおかしく地元の言葉で説明している。この地道な活動がリーダーを呼び、全国へのPRにつながるかと考えている。

また、地元の歴史を小中学生が体験的に学習できるコースも検討し、子どもから大人までが学習できる環境を整備したいと考えている。

今後は、来館者へのアンケートにより意見を聞き、さらなるステップアップにつなげたい。

**問** シーニック・バイウエイへの取り組み。

**答** シーニック・バイウエイとは、わき道の景色や風景を味わい、通り過ぎるのではなく、その土地の人々とふれあいを大切にするという考え方である。

国は、日本風景街道(シーニック・バイウエイ・ジャパン)の取り組みを始め、全国各地に訪れたくなる美しい街道づくりを進めている。

当市は、中山道という全国に誇れる街道があり、修景事業や周辺整備というハード面と地元が心を込めて迎えるソフト事業を組み合わせ、立ち寄る人々にまた来たいと思われる取り組みをしたいと考えている。

## 中山道修景事業

**問** 修景事業の計画は。

**答** 修景事業は、中山道にふさわしい町並みを保全することが目的であり、中山道太田宿町並み保存審議会が認めた建造物等の修理、復旧に対して補助金を交付し、これまでに9件が実施され、平成18年度は、1件が認定され、工事に着手している。

この事業は、地元がその意義と価値を十分理解し実施するため、長期的な取り組みが必要であり、クーラーの室外機や電柱等も、地元から町並みの保全のための規制に取り組むことにより初めて可能であると考えている。

現在、この事業は、都市再生整備計画を策定し、中山道の将来像を描きながら国のまちづくり交付金により実施し、今後も

修景事業だけでなく、町並み全体の活性化につながる事業として実施したいと考えている。

## 住民基本台帳カード

**問** 住民基本台帳カードの現状と今後の活用について。

**答** 住民基本台帳カードは、セキュリティ機能を有するICカードで、様々な住民サービスを提供することが可能であり、サービスの種類も総務省からは15種類ほどが示されているが、市では、現在このカードを利用したサービスは提供していない。

## 公共工物品確法

**問** 当市の現状と取り組みは。

**答** 公共工事の品質確保の促進に関する法律は、価格のみを

重視するのではなく、品質と技術力にも重点を置いた仕組みに変え、価格、品質、技術力を総合的に評価する制度として、平成17年4月に施行した。

当市は、法の施行に伴い、昨年からの業者の技術的能力を審査するために、工事成績評定基準を公表し、公正な工事成績評定を行い、業者に通知している。今後、公共工事の品質確保のため、データをもとに、入札参加業者の選定も行いたいと考えている。

## 地籍調査

**問** 計画的実施について。

**答** 地籍調査は、法律にもとづき市町村が実施するものであり、土地の有効活用にあたり重要な事業のため、国も都市部における地籍整備を推進する、「都市再生街区基本調査」を行っている。市は、平成17年11月から市内の人口集積地域において、国土地理院等が測量の基準点の整備や現況測量結果図の作成に取りかかっており、今後は、この結果を基本とし、検討する。

## 長期療養病床

**問** 可茂地域のベッド数と稼働状況及び病床削減の対応策は。

**答** この地域の長期療養病床は、医療型が274床、介護型は79床であり、その稼働状況は、長期にわたりベッドがあくことは少ないと聞いている。

病床削減の対応策は、法案がまだ審議中であり、国が対応策も検討しており、まずはその動向を十分見きわめたい。

## 国民健康保険

**問** 健全財政の維持と保険料の収納率の向上について。

**答** 健全財政維持には、歳入では保険料の確保、歳出では医療給付費の削減が重要である。

歳出は、医療給付費の削減のため、レセプト点検や医療費通知、また健康診断助成事業やフィットネス倶楽部事業等の保健事業を今後も実施する。

歳入面では、昼夜の臨戸訪問、電話催告、口座振替の推進、休日の滞納整理及び納付相談を

実施し、悪質な滞納者に対する、短期保険証、資格証明書交付、差押えの実施など、一層の収納率の向上に努めたい。

また、平成18年4月1日現在、外国人世帯の33.94%にあたる1,003世帯が国保に加入し、224世帯が滞納をしているため、ポルトガル語の通訳を配置し、加入手続きの際に国保制度の説明や納付依頼をし、口座振替の利用の依頼をしている。

## 障がい者自立支援法

**問** 市独自の利用料の減免や施設運営補助の考えは。

**答** 市内の小規模授産施設は、心身障がい者を対象の太陽の家とひまわりの家の2カ所、精神障がい者を対象のひかりの家とグリーンバードの2カ所あり、

現在57人が利用している。ひまわりの家は当市の施設で

あり、他の3施設は社会福祉法人等の運営となっており、ひかりの家は白川町を除く加茂地域で、グリーンバードは当市のほか県下9市町で運営補助を行っている。

こうした授産施設は、障がい者の方になくはならない施設であり、関係市町村、関係機関などとも十分連携を図り、対応したいと考えている。

**問** 地域生活支援事業の内容は。

**答** 地域生活支援事業は、市町村と都道府県の事業があり、市町村事業は、障がい者・障がい児の保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障がい者等の移動を支援する事業、障がい者等を通わせ創作的活動等の提供を行う事業を必須とし、これらはすでに実施しており、目的や業務内容により大きな枠組みにまとめられたものである。

運営方法は、事業の全部や一部を団体等に委託でき、利用料を含め、現在実施している事業は、基本的に今までと同様に実施したいと考えている。

利用者への説明は、広報やホームページ、障がい者団体への説明会の開催を考えている。

## 介護保険

**問** 地域包括支援センターの活動状況は。

**答** 地域包括支援センターの介護予防プラン策定業務は、東西合わせ4、5月で62件作成し、そのうち居宅介護支援事業所に30件を委託して作成している。

その他の業務は、高齢者への個別訪問による、高齢者実態把握業務が2カ月間で52件、総合相談業務は453件であり、地域のネットワーク構築、権利擁護事業、支援困難事例等の指導・助言、ケアマネージャーへの個別指導・相談もセンターの業務である。

**問** 問題点は、センターが稼働して間もないため、色々な戸惑いがあるが、センターともよく連携を図り、対応したいと考えている。

**答** 地域支援事業の筋力トレーニング、栄養指導、口腔ケアは、新たに始まった介護予防事業であり、地域包括支援センターで対象者の状況を把握し、課題を分析し、介護予防プランの作成、指導を行うものである。

対象者は、今後介護予防健診を実施、選定する予定であり、現在その準備の段階である。

## がん対策

**問** がん対策について「みのかも元気がいきいきプラン21」の推進は。

**答** がん対策基本法は、国・自治体・国民のがん対策の取り組みを明記し、対策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

当市は、「みのかも元気がいきいきプラン21」に従い、6種類のがん検診を行い、この結果、がんによる死亡率（人口10万人対比）は、186人であり、全国や県と比べ、死亡率が7割台と低い状況にある。今後、国の基本計画策定を受け、「みのかも元気がいきいきプラン21」との整合性を図り、一層のがん対策事業を推進したいと考えている。

## 保育園

**問** 保育園のあり方について。

**答** 当市の保育園では保育内

容や子育て支援等保育サービスが、質の低下にならないよう、公私立の園長・保育士・調理員部会で研修や研究会を行っている。また就学前の幼児教育等の保育内容も、保育指針にもとづき、子どもの発達段階に応じ指導や、各園で延長保育や園庭開放・相談など地域の子育て支援となるよう、保育の充実を図っている。

保育の基本は、子どもの発達を保障し、子育て支援として安心・安全な保育環境の確保であり、今後も保育の充実に努めたいと考えている。



## 学童保育

**問** 対象者の拡充は。

**答** 現在学童保育は、伊深、三和を除く7校区で実施しているが、年々増加傾向にあり、教室を2教室で対応する校区もある。

り、教室や指導員の確保が課題である。

未開設校区の開設も必要であり、学童期における子どもの居場所づくりの必要性は十分認識しているが、対象児童の拡大は厳しいのが実情である。

少子化の観点から国は、総合的な放課後対策事業を実施するとのことであり、こうした事業の活用も十分に念頭に置き、年齢の拡大については今後の研究課題としたい。

## 工業用地計画

**問** 企業誘致と地場産業の振興。

**答** 当市は、企業誘致の重要性をいち早く見出し、数多くの優良企業を誘致した結果、市税収入の増大や雇用促進等市の活性化に大きな効果が現れている。

地場産業の創出は、多種多様な優良企業の集合体により市を活性化することが特徴であると見え、今後とも新規企業の誘致、さらには市内企業の拡張を図り、市を活性化したい。

**問** 富士工業団地計画の復活は。

**答** 山之上富士工業団地は、第三次総合計画により市の大型プロジェクトとして計画し、調査や積算を行ったが、その後天然記念物ネコギギの存在が明らかになり、また経済情勢の変化により、採算性がとれない恐れがあり、平成11年に計画の凍結を決定している。

企業誘致は、市の活性化の基本であり、今後も工業用地の確保は重要な課題であるが、山之上富士地区の計画復活は、非常に難しい状況である。

**問** 平成記念公園用地未活用地区の工業団地への用途変更は。

**答** 平成記念公園は、計画総面積約160haで広域レクリエーションに対応した、大規模な都市公園として平成4年10月に都市計画決定され、平成6年から用地買収に着手し、平成15年4月に南地区約80haが「日本昭和村」として開園した。

今年度も県土地開発公社からの買戻し等、事業が継続され、市は、引き続き未活用地区の公園整備の促進を要望する。

**問** 平成記念公園用地未活用地区の日常管理は。

**答** 未活用地区の管理が行き届かない状況は、5月に市長が適正管理を要望したが、今後も

引き続き適正に管理されるよう  
県に要望する。

## 駅北地区 開発計画

**問** これまでの事前説明と今後の住民の声の反映方法について。

**答** 駅北地区は、第4次総合計画で、当市の新たな発展核と位置つけた地域であり、近年、商業系店舗や共同住宅等民間開発による土地利用が急速に集積している。市は、開発事業者に対し、開発指導要綱や開発基準にもとづき地域住民や利害関係者に対して、事業計画、施工方法等を十分周知するよう指導し、開発同意書も提出されている。

今後は、未整備地域の状況を踏まえ、地元住民や地権者による、まちづくり会議を開催し、市民と市の協働により、この地区の利用者にやさしい快適で住みよいまちづくりを目指したい。

## 道路整備

**問** 木曾川に降りる車道のガー

ドレールの設置について。

**答** 木曾川への進入路は、国土交通省が河川の管理を行うために、特殊堤に設置している施設であり、本来は、緊急車両等が河川敷に降りる目的のもので、一般車両、歩行者は通行が制限されている。

しかし、進入路の入り口付近は、大変高く危険であるが、河川法により工作物(フェンス)の設置が認められていないため、一般の人の立ち入りを制限する看板と鎖の設置を検討していると考えている。



設置された看板と鎖

**問** 中濃大橋の耐震補強工事に伴う市道の破損問題は。

**答** 国土交通省が橋脚の耐震補強工事を行うため、ダンプトラックでの大量の土砂運搬を行う、深田5号線の舗装がところ

どころ傷み、クラックやへこみ  
ができています。

道路管理者として工事の発注者である国土交通省に道路舗装の補修について早急を実施するように申し入れている。

**問** 集中豪雨時における市街地の排水対策は。

**答** 近年、局地的に集中豪雨が発生し、思わぬところで側溝があふれることがあり、その都度改良を行い、老朽化した側溝は、緊急性に応じて対応しているところであるが、まだ完全とは言い難いため、これからも調査を行い、改善に努めたい。

**問** 市道パトロールのあり方について。

**答** 市の嘱託職員、シルバー人材センターの委託員が、限られた時間、限られた人員により、市内を8地区に分けて、車でパトロールを行っている。

市道の延長は、約720kmあり、パトロールにも苦勞しているが、パトロールのあり方を見直すことも必要と考えている。

**問** 統一的な案内標識の整備は。

**答** 現在、あらゆる人々を美濃加茂らしい統一された案内サインによりスムーズに導くため、国、県、学識経験者等で構成する協議会により、美濃加茂サイ

ンマニュアルを策定している。

これにより、日本昭和村、中山道太田宿、美濃加茂文化の森をAランクとしてつなぎ誘導する計画で、国道21号への設置を道路管理者である岐阜国道事務所と協議している。

## 下水道問題

**問** 下水道使用料について。

**答** 使用料は、個々に支払うことについては変わりないが、団地内で共同に利用している集中浄化槽や別の汚水関連施設がある場合は、全戸の下水への切りかえまでの管理費及び撤去費用等の2重の負担にならない様、使用料の開始時期を見直したケースもある。

水洗化は重要と考えているので、個々の実情に配慮し、今後も、水洗化の向上に向けて努力する。

## 市営住宅

**問** 市営住宅の建設について。

**答** 今年度当初の待機者は、60名であるが、退去者等があり、

新たに5名が入居し、今後もある程度  
の入居は可能かと考えている。

今年度から、現在の民間賃貸住宅の状況も含め、住宅需要と供給の量的な問題や相互の役割など、全体的な検討をし、現計画の見直しと、新たな計画作りに着手しなければならぬと、考えている。

## フェロシルト

**問** 撤去作業の開始時期、終了時期の具体的な見直しは。

**答** 5月26日に関係業者から、見直し等の状況を聞くと、現在は最終処分場の契約交渉を進めており、処分場の確保により、早急に撤去計画案を作成し、早ければ、8月より前に撤去作業を開始したいとのことである。

5月中旬に県から関係業者に対し、速やかな撤去、適正な処理、周辺環境への影響調査の定期的な実施等について、文書による指導があり、市も、一日も早い撤去作業の開始と、最終処分場の早期確保に全力を尽くすよう、関係業者に対し改めて強く要請したところである。

**問** その後の井戸水、土壌調査の実施状況は。

**答** 土壌調査は、3月に牧野・蜂屋地区の土壌を採取、井戸水検査は、2月に牧野・蜂屋地区の現場を中心とした、半径500メートル以内の井戸水を採取し、検査機関で分析し、六価クロム、ふっ素、ほう素は、全て環境基準に適合しており、5月の継続調査で、井戸水と河川水を採取し、現在検査機関で分析中である。

**問** 両地区のフェロシルトを含む改良土の撤去直後には、現場や隣接する土地の土壌調査と、放射線の調査を行う計画であり、井戸水調査は、撤去後も、3カ月に1度、2年間にわたり継続調査をするよう県が指導しており、市も県とともに監視をしたい。

**問** 今後の市民への説明と要望事項の措置状況は。

**答** 搬出計画は、地元の関係者と協議し、その内容を周辺自治会員には、回覧または文書の配布、必要に応じて住民説明会を開催し、正しい情報の提供と状況説明をしていく計画である。

また、市民には、広報誌やホームページを通じて、情報提供と状況説明をしたい。

これまで牧野・蜂屋両地区で開催した住民説明会にて、地元から、改良土の飛散防止対策、排水対策、井戸水の検査、土壌調査、井戸水の継続調査、情報の提供、現場の監視活動等の要望があり、実施している。

今後の搬出作業も、搬出する時間帯など、地元の要望を計画に組み入れ、早期に、安全に撤去作業が実施できるよう、県とともに指導する。

### 残留農薬 基準制度

**問** 行政として制度の周知は。

**答** 5月15日号の広報に「新たな残留農薬基準制度と農薬飛散防止対策」を掲載し、制度の周知を行い、直接関係する農家には、5月に市内8地区で開催の、農事改良組合長会で、制度を説明し、パンフレットの各農家への配布依頼をしている。

また、みのかも農業委員会だより、農協の機関紙「めぐみの」に、正しい農薬の散布等について掲載し、各農家に周知を行っている。

**問** 果実農協組合員、員外それぞれへの周知は。

**答** 4月に県病害虫防除所による説明会が開催され、制度に対する啓蒙が図られ、組合の研究部会では、農薬散布機の飛散実験を行い、その結果を組合員に周知し、飛散防止に努めている。

員外農家への周知は、6月中旬に開催の、果樹研究会にて、正しい農薬散布の徹底を図り、今後も、機会をとらえてこの制度の周知を図りたい。

**問** 水稲への無人ヘリの対応は。

**答** 無人ヘリ防除は、周辺作物への飛散防止対策が急務であり、昨年、岐阜県農業用ヘリコプター安全運行協議会が設立され、周辺作物の種類、収穫時期の確認を行い、隣接者に通知し、飛散の恐れがある場合は、

ヘリによる防除を行わないとしている。

農協は、今年度の共同防除の予約を受け、周辺作物等に影響の無い農家は、ヘリ防除を実施し、住宅や農作物が隣接する場合は、ヘリでの防除は行わず、乳剤・粒剤による散布の実施を考えている。

**問** 検査結果(食品衛生法違反、残留農薬オーバー)の情報公開基準は。

**答** 風評被害を防止する観点から、県は、食品衛生法違反の情報公開は、違反事項のみで、氏名は公表しないと聞いている。

平成17年度の県保健所の監視員による検査実績は96件(県内産63件、それ以外は県外産、輸入農産物)で、基準値を超える残留農薬は検出されていない。平成18年度の残留農薬検査は、150件(県内産58件)の予定であり、主に大手スーパー、農協が対象となる。

### 品目横断的 経営安定政策

**問** 農地、水、環境対策の19年からの活用は。

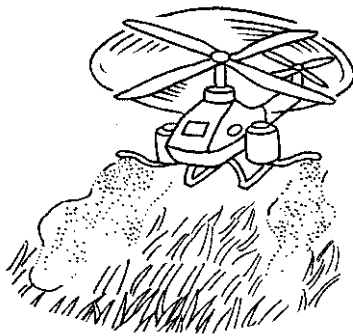
**答** 農地・水・環境保全対策事業は平成19年度から実施し、農業従事者、土地改良、自治会、PTA、健寿会など地域ぐるみで組織をつくり、地域の農地・用排水路・ため池・農道の資源を保全し地域共同活動を再編する事業である。

事業の基礎部分である農道の草刈やごみ拾い、用排水路の点検修理は、耕作者や土地改良関係者、自治会員により行われ、こうした地域共同活動は、地域に定着していると考え、平成19年度からの事業採択は、モデル事業の検証結果も含め慎重に対処したいと考えている。

**問** 担い手育成特例活用は。

**答** 支援対象は、意欲と能力があり、市町村が認定した認定農業者及び一定の条件を備えた集落営農組織であり、認定農業者は4ha、集落営農組織では20ha以上の経営規模が必要である。

特例基準は、市町村単位で定め、町集落、町、市全体の三種類の格差率を求め、どの特例基準を使用するか現在検討中であり、制度が確定次第、農家への周知を図りたいと考えている。



# 森林の保護育成

**問** 県森林づくり条例の所見と本市の取組みについて。

**答** 5月21日、「第57回全国植樹祭」が行われ、この日、長期的な展望で、県、市町村、県民等が一体となり森林づくりを持続的に推進するため「岐阜県森林づくり基本条例」は施行した。

市町村の役割は、森林づくりの重要性の市民へ普及啓発、所有者への助言・支援、適正な管理活用のための体制整備に努めることであり、今後の森林行政に反映させたいと考えている。

**問** ぎふ森づくり県民税(仮称)導入の所見は。

**答** 林業の不振から、手入れされない森林が増加し、森林機能の低下による生活への悪影響を打開するため、学識経験者などによる研究会は、森林の所有者や関係者の力だけでは再生は困難であり、県民の理解と参加・協力が必要と方向づけ、その費用負担として「ぎふ森づくり県民税(仮称)」創設を提案した。

平成17年12月アンケートを実施し、条件付きを含め約7割が

賛成との結果が出たが、事業内容や税金の使途が県民に説明不足であり、予算全体の見直しから捻出すべきと言う意見も多くあり、この税の導入は、県民すべてが森林の恵みを受受していただくの意識の高揚が必要ではないかと考えている。

**問** 森林環境教育の推進と「緑の少年団」育成は。

**答** 次世代を担う子どもたちに自然豊かな森林を引き継ぐことが、責務であり、全国植樹祭も子どもが、主役であったように、関係イベントで子どもが、参加できるよう、教育委員会と連携を取り森林環境教育を推進したいと考えている。

また、現在三和小学校が「緑の少年団」として活動しているが、今後は、森林教育が波及するよう努めたいと考えている。

**問** 「ぎふ山の日」の普及と御殿山の活用について。

**答** 岐阜県森林づくり基本条例は、8月8日を「ぎふ山の日」、8月を「ぎふの山に親しむ月間」と定めている。

御殿山は、市内外の登山愛好家に知られ、特に上川浦地内の奥山自然遊歩道からのルートは滝や渓谷があるため人気があり、上甘屋地内には御殿山キャンプ場があり林道からの登山ルートもある。

今後は、御殿山の魅力と「ぎふ山の日」をPRし、山の恵みを多くの人たちが実感できるようにしたいと考えている。

**問** 森林ボランティア育成に対する取り組み状況は。

**答** 森林ボランティアは現在、みのかも健康の森を拠点とした二団体があり、みのかも健康の森山野草の会は、山野草観察園や散策道の整備、園内の樹木に名札を付けるなどの活動をし、みのかも森と林の会は、間伐材を利用した木炭づくり、木工教室やどんぐり祭りの開催をし、木との触れ合いにより、自然と人間の共生を学び、森林保護の大切さの普及に努めている。

市は、こうした取り組みが波及

及するよう支援をしていきたいと考えている。

**問** 林道の整備促進について。

**答** 林業従事者の減少により、森林の荒廃が進んでいて、現在、杉、檜の枝打ち・間伐や、椎茸の栽培等で、一部の人が林道を利用しているのが現実である。

しかし、舗装等の林道の整備は、通り抜けの出来る2路線を除き、条例により、受益地の方に分担金が発生するため受益地の了承が得られれば、舗装等の整備を行いたいと考えている。

**問** 木質系バイオマスエネルギーの将来的対応は。

**答** エネルギー資源が乏しく、海外へ依存するわが国にとり安定供給は大きな課題であり、国はバイオマスエネルギーを新エネルギーと正式に追加した。

岐阜県は、協議会を設置し、普及、啓蒙、調査、研究を行い、近隣市町村でも木質バイオマスエネルギーを利用した発電プラントが稼働している。クリーンで、再生可能なエネルギーという長所はあるが、広大な貯留スペースと粉砕など加工が必要なのが短所とされている。

今後、こうした新しいエネルギーにも着目し、研究していきたいと考えている。

## 議会日誌

### 5月

8日~10日

総務文教常任委員会行政視察  
(花巻市ほか)

10日~12日

民生福祉常任委員会行政視察  
(呉市ほか)

16日~18日

産業建設常任委員会行政視察  
(鉦路市ほか)

18日

可茂地域市町村議会議長会議  
(美濃加茂市)

19日

中濃十市議会議長会議  
(各務原市)

24日

全国市議会議長会定期総会  
(東京都)

26日

議会運営委員会

### 6月

2日

議会運営委員会  
中濃地域農業共済事務組合議会議  
臨時会

5日~21日

市議会第2回定例会

### 7月

7日

岐阜県市議会議長会議(美濃市)

10日

議会運営委員会  
可茂地域一部事務組合議会  
(可茂衛生施設利用組合、可茂  
公設地方卸売市場組合、可茂  
消防事務組合、可茂広域行政  
事務組合)

26日

可茂地域一部事務組合議会  
(可茂衛生施設利用組合、可茂  
公設地方卸売市場組合、可茂  
消防事務組合、可茂広域行政  
事務組合)

1日

8月  
市議会第1回臨時会  
議会運営委員会

## 可決された意見書

### 医師・看護師等の増員を求める意見書

医療事故を無くし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠である。

しかし、医療現場の実態は、かつてなく過酷になっており、医師や看護師の不足が深刻化している。特に看護師は、仕事に追い回され、「十分な看護が提供できていない」とする者が大部分を占めている状況にある。

よって国におかれては、医師・看護師の欠員補充と増員の実現、地方医療機関への適正な配置指導、また、特に少子化対策として懸念される産婦人科医師等の不足は、早急な増員対応が必要であり、法整備及び財政的支援を含め必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月21日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣

## 第1回 臨時会

平成18年第1回臨時会が8月1日に会期を1日として開催されました。

3議案が上程され、いずれも原案のとおり可決しました。

### 議案の主な内容と審議結果

議案名	主な内容	審議結果
専決処分の承認を求めることについて 平成18年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算(第1号)	1億1,440万円の増額、予算総額は33億5,454万6千円	原案承認
平成18年度美濃加茂市一般会計補正予算(第2号)	110万円の増額、予算総額は176億2,877万7千円	原案可決
山之上小増築本体工事の請負契約の締結について	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定にもとづく契約の締結	

## 美濃加茂市議会議員選挙のお知らせ

任期満了(10月12日)に伴う美濃加茂市議会議員選挙(定数18人)の日程は下記のとおりです。

- 告示日 …… 9月24日(日)
- 投開票日 …… 10月1日(日)

### 議会を傍聴してみませんか?

詳細は、議会事務局までお問い合わせください。 ☎ 25-2111 (内線 281)

次の定例会は、

**8月28日**から開会予定です。

(一般質問は、9月5日、6日です。)

### 市議会の会議録をインターネットで検索(閲覧)することができるようになりました。

美濃加茂市役所ホームページ → 生活情報(行政・市議会) → 議会(会議録検索)をご覧ください。

<http://www.city.minokamo.gifu.jp/>